

管理会社・仲介会社様用

Casa保証商品 ご説明資料

v1.0

2010/12/01

 株式会社 Casa

Copyright (C) 2010 Casa Inc. All rights reserved.



商品内容

C a s a 保証商品について

滞納報告を頂き、不足分を**当月末に保証**する商品です。

Casa保証商品は、さまざまな用途の賃貸物件にご利用いただけます。

無断退室時の対応や、万一の明渡訴訟費用まで、
きめ細やかな保証でオーナー様へのフォローも万全です。

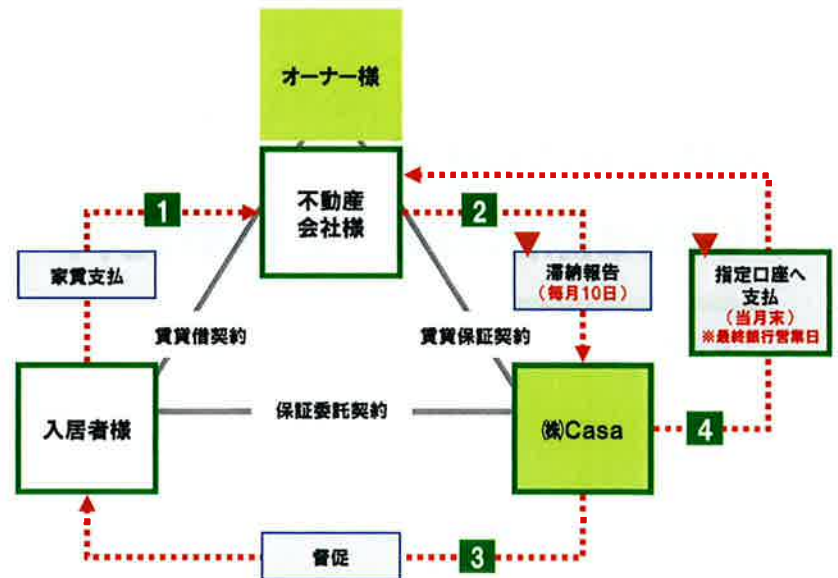
● ご契約の仕組み

賃料保全を最優先に考えました。

保証会社に万が一の事があっても大切な賃料は守られる。
賃料保全を最優先に考えました。
当社の仕組みは、
賃料回収と保証を分けた仕組み。
だから、安心して任せられる。

過去交渉や明渡訴訟まで保証します。

過去時の交渉やトラブルについても
当社カスタマーサポートが、しっかり対応。
法的な手続きが必要な場合は、
当社指定の弁護士団がサポートします。
また、残置物の撤去等は、
賃借人の連帯保証人（賃借人代理）として、対応致します。



Copyright (C) 2010 Casa Inc. All rights reserved.

2

● 保証概要

取扱い対象物件	住居用物件
初回保証委託料 (入居者様負担)	月額賃料の 0.5 ヶ月分 (最低保証委託料: 20,000円) 連帯保証人の有無に係わらず一律となります。 変動費※1(保証をお申込の場合は、別途保証料金が かかります。
年間保証委託料 契約の1年経過後毎年 (入居者様負担)	年間 10,000 円
お申込条件	当社保証審査規定による
保証期間	ご契約から退去明渡し完了まで
保証限度額	月額固定賃料の 48 ヶ月
保証内容	■月額賃料 ■明渡訴訟・残置物の撤去等の法的費用 ■変動費 (水道使用料・ガス使用料) ※1
免責事項	■早期解約による違約金 ■退去予告通知義務違反に 関する違約金 ■所定の滞納連絡を怠った場合の経過賃料 ■建物明渡し時の原状回復費用 ■更新料 (更新手数料) ■遅延損害金
代理店手数料	保証委託料の10% (印紙代含み、初回保証料と相殺とさせていただきます。)

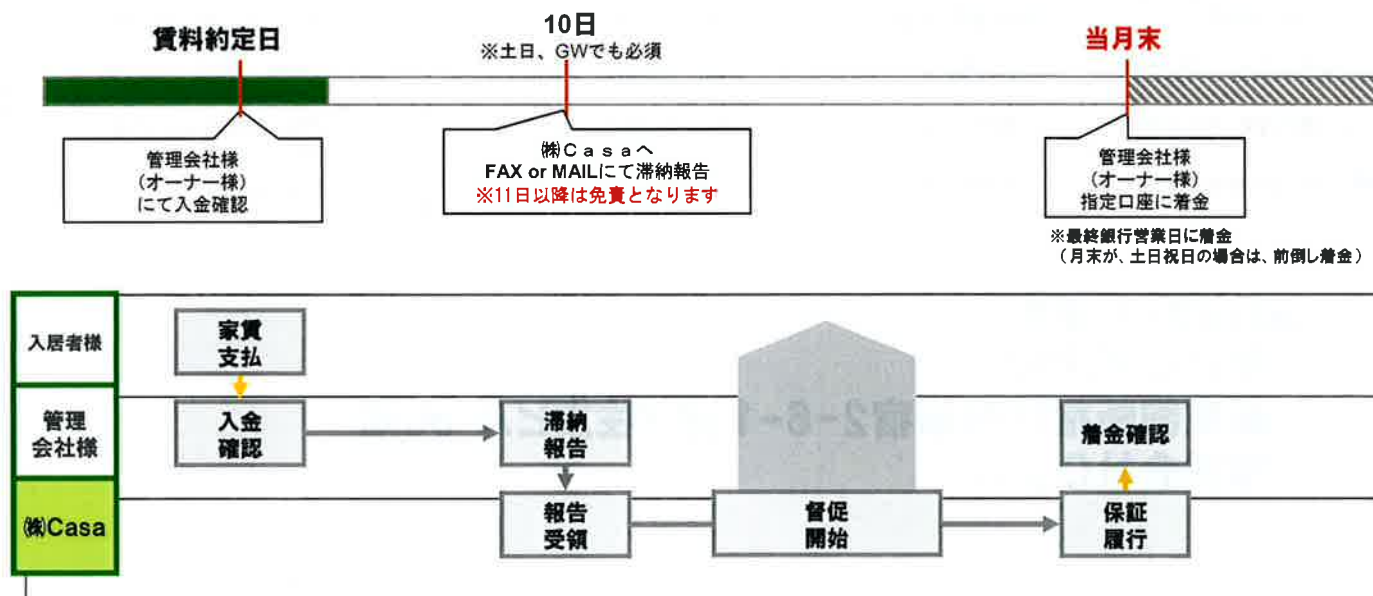
※1 北海道は3,000円。その他地域は1,000円となります。

取扱い対象物件	事業用物件 (店舗・事務所)
初回保証委託料 (入居者様負担)	月額賃料の1ヶ月分 (最低保証委託料: 30,000円) 連帯保証人の有無に係わらず一律となります。
年間保証委託料 契約の1年経過後毎年 (入居者様負担)	年間 月額賃料の10% (最低年間保証委託料: 30,000円)
お申込条件	当社保証審査規定による 原則預り敷金が店舗:2ヶ月、事務所:1ヶ月以上であること
保証期間	ご契約から退去明渡し完了まで
保証限度額	月額固定賃料の 6ヶ月
保証内容	■月額賃料
免責事項	■早期解約による違約金 ■退去予告通知義務違反に 関する違約金 ■所定の滞納連絡を怠った場合の経過賃料 ■建物明渡し時の原状回復費用 ■遅延損害金 ■残置物の撤去・保管費用 ■明渡訴訟法的費用 ■変動費
代理店手数料	保証委託料の10% (印紙代含み、初回保証料と相殺とさせていただきます。)

Copyright (C) 2010 Casa Inc. All rights reserved.

3

運用概要



Copyright (C) 2010 Casa Inc. All rights reserved.

4

ご注意事項

1. 滞納が発生したら・・・

滞納が生じた際は、賃料対象月の**毎月10日まで**に滞納のご連絡をお願いします。
期限を過ぎると保証実行ができなくなります。

2. 連続滞納が発生したら・・・

連続滞納が発生した場合、賃借人様に対する内容証明郵便による催告書の送付および訴訟手続き等をご依頼する場合がありますので、ご協力をお願い致します。

尚、ご協力をいただけない場合は、保証ができなくなることがありますのでご注意ください。

3. (株) Casa から協力要請があったら・・・

万一、賃借人様と連絡不能状態になった場合、緊急事態を想定し、賃借人様の安否確認や物件利用状況の確認をする必要があります。その際はご協力をお願い致します。

4. 代位弁済請求後に賃借人様から入金があったら・・・

弊社へ代位弁済請求後、賃借人様からご入金あった場合には、弊社に対しその旨を通知してください。

5. 代位弁済実行後に賃借人様から入金があったら・・・

弊社からオーナー様に対し立替払いした後、賃借人様からのオーナー様へ二重入金があった場合には、弊社に対しその旨を通知していただき、立替払い金相当額を弊社に返金していただきます。

6. 変更／解約があったら・・・

ご契約内容の変更、解約がありましたら、弊社に対し所定の通知書（変更通知書、解約通知書）でその旨を通知してください。

Copyright (C) 2010 Casa Inc. All rights reserved.

5

各種お問合せ先

 ご不明点は、下記お問合せ先までお願い致します。

内容	担当部署	TEL	FAX
総合窓口	営業本部(代表)	03-5339-1143	03-5339-1178
申込・受付問合せ/FAX送付先	受付センター	03-5339-1049	0800-888-1515
代位弁済問合せ/FAX送付先	事務センター	03-5339-1097	03-6302-4752
変更・解約問合せ/FAX送付先	事務センター	03-5339-1042	03-6302-4752

本社オフィス 所在地
〒163-0230
東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル 30階
株式会社Casa